

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年 7月 5日

1. 大学名：群馬医療福祉大学

2. 認証評価実施年度：平成29年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-1

○学校教育法施行規則第172条の2で公表することとして規定されている「各教員が有する学位及び業績に関すること」が、公表されていないので改善が必要である。

○教育職員免許法施行規則第22条の6による情報公開で公表することとして規定されている「各教員が有する学位及び業績」が、公表されていないので改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-1について

学校教育法施行規則においては、その第一百七十二条の二において、「大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。」とされている。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

このことについては、本学ホームページの

「基本情報公開」<http://www.shoken-gakuen.ac.jp/junior/about/disclosure/basic.html>のページにおいて公表しており、

学校教育法施行規則第一百七十二条の二の

「一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること」については本学ホームページ「卒業の認定に関する方針・教育課程の編成及び実施に関する方針・入学者の受入れに関する方針 入学者数、入学者推移、収容定員、定員充足率、在学者数、社会人学生・留学生数の状況」の項目にて公表。

「二 教育研究上の基本組織に関すること」

については本学ホームページの「教育研究上の基本組織に関すること」の項目にて公表。

「三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事」については本学ホームページの「教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績等に関する事」の項目にて公表。

「四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事」については本学ホームページの「卒業の認定に関する方針・教育課程の編成及び実施に関する方針・入学者の受入れに関する方針 入学者数、入学者推移、収容定員、定員充足率、在学者数、社会人学生・留学生数の状況」「退学者数及び退学者率・除籍者及び除籍者数」「学位記授与数、卒業・修了者数、進学者数、就職者数、進学・就職の状況」の各項目にて公表。

「五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事」については本学ホームページの「授業科目、授業の方法と内容、授業概要（コースガイド）やシラバス（授業計画）の概要」の項目にて公表。

「六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事」については本学ホームページの「必要単位数や取得できる学位など、学修成果への評価、卒業・修了認定の基準」の項目にて公表。

「七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事」については本学ホームページの「校地、校舎等の施設、その他学生の教育研究環境に関する事」の項目にて公表。

「八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事」については本学ホームページの「授業料、入学料、宿舎などの費用に関する事」の項目にて公表。

「九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事」については本学ホームページの「学生の修学、進路選択、心身の健康に関する事」の項目にて公表。

このように、学校教育法施行規則で公表することとされている教育情報については本学ホームページの「基本情報公開」のページにてそれぞれ公表している。しかしながら、「三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事」のうち、教員組織、教員の数については公表していたものの、各教員が有する学位及び業績に関する事が公表されておらず、今回、

○学校教育法施行規則第172条の2で公表することとして規定されている「各教員が有する学位及び業績に関する事」が、公表されていないので改善が必要である。

○教育職員免許法施行規則第22条の6による情報公開で公表することとして規定されている「各教員が有する学位及び業績」が、公表されていないので改善が必要である。

との指摘をいただいた。

そこで、各教員が有する学位及び業績に関する事を教育情報として公表するため、次のような日程を進めた。

平成29年10月10日～ 各教員へ教員プロフィールの作成・提出を依頼

平成29年10月31日～ 提出されたデータをもとに、業者にホームページ上への公表を依頼

平成 29 年 11 月 28 日～ 第 1 回テストページアップ

平成 29 年 12 月 15 日～ 第 2 回テストページアップ

平成 29 年 12 月 18 日～ ホームページ上にて公表

訪問調査終了後から、教員への一斉メール及び教授会・教員会にて各教員が有する学位及び業績に関することを含んだ教員プロフィールの作成・提出を求め、提出されたデータをもとに 10 月 31 日にホームページ制作業者にホームページ上への公表を依頼。業者による加工修正の後、11 月 28 日にテストページをアップした。テストページにて各教員が確認をし、12 月 15 日に修正後のテストページをアップ。最終確認の後、12 月 18 日にホームページ上への公表に至った。

該当ページ

<http://www.shoken-gakuen.ac.jp/university/about/disclosure/staff.html>

今後は、教員プロフィールの内容についての修正及び教員の追加・削除に随時対応していきたい。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3-1 の資料

本学ホームページ「基本情報公開」

<http://www.shoken-gakuen.ac.jp/university/about/disclosure/>

組織・教職員数・学生数など

大学の教育研究上の目的に関すること

教育研究上の基本組織に関すること

教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績等に関すること

入学者に関する受入方針

入学者数、入学者推移、収容定員、定員充足率、在学者数、社会人学生・留学生数の状況

退学者数及び退学者率・除籍者及び除籍者数

学位記授与数、卒業・修了者数、進学者数、就職者数、進学・就職の状況

授業科目、授業の方法と内容、授業概要（コースガイド）やシラバス（授業計画）の概要
必要単位数や取得できる学位など、学修成果への評価、卒業・修了認定の基準

校地、校舎等の施設、その他学生の教育研究環境に関すること

授業料、入学金、宿舍などの費用に関すること

学生の修学、進路選択、心身の健康に関すること

社会貢献等の概要に関すること

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 による情報公開

基本情報公開のうち「教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績等に関すること」は <http://www.shoken-gakuen.ac.jp/university/about/disclosure/staff.html>

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年 7月 5日

1. 大学名：群馬医療福祉大学

2. 認証評価実施年度：平成29年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-3

○教授会の意見を聞くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が適切に定め、周知していないので改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-3について

教授会については、群馬医療福祉大学学則第11条に次のように明記されている。

第11条 教授会は学長及び教授をもって組織する。ただし、学長が必要であると認めた場合には、構成員以外の者にも出席を求めることができる。

2. 教授会の招集及び議長は、学長がこれにあたる。

3. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

上記のように、学則第11条第3項第3号において、教授会の意見を聞くことが必要なものとして、「教育研究に関する事項」を掲げているが、その具体的項目について定められておらず、また教員にも周知されていなかったことから、改善が必要であると指摘された。

そのため、学則第11条第3項第3号にある「教育研究に関する重要な事項」を明確にするため、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程」を新たに制定し、全教職員の周知することとした。

「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程」は平成30年5月30日の理事会にて承認され、平成30年6月1日から施行された。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3-3 の資料

1. 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程
2. 規程が承認された理事会議事録

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年 7月 5日

1. 大学名：群馬医療福祉大学

2. 認証評価実施年度：平成29年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-4

○監事の選任について私立学校法第39条及び寄附行為第7条は、法人の職員との兼職を認めていないので、監事1名の選任について改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-4について

私立学校法においては、その第三十九条において役員の兼職禁止について定められており、「監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。」とされているが、監事1名が法人の職員と兼職しており、その監事の選任について改善が必要であるとされた。

該当の監事については、平成11年6月21日に監事就任し、当時は、建設業を営んでいた。しかしながら業況が振るわなくなり、廃業を余儀なくされ、生活も困窮する事態となっていた。そのような状況から、平成28年4月1日より職員として雇用していた。

私立学校法第三十八条において、役員の選任について定められており、「理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。」とされている。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）

三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学

校法人の役員又は職員でない者とみなす。

7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはならない。

8 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

この私立学校法第三十八条をふまえ、本学としては、第5項「理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。」と、第6項「役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。」により、第5項にて「当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれていれば良い」と解釈してしまったこと、また、第6項にて「役員の再任については、最初の就任時に当法人の役員又は職員でなかった者は、外部人材と位置付ける」と解釈してしまったことにより、今回ご指摘頂いたような状況になってしまっていた。

これらについては、本法人寄附行為にも監事の選任について定められており、その第7条において「監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む、以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。」と職員以外の者から選任する旨が明記されている上、文部科学省の見解でも、私立学校法第三十九条の監事の兼職禁止条項に当てはまる。との事であったため、早急に改善することとした。

そこで、新たな監事を選任するため、次のような日程を進めた。

- 平成 29 年 9 月 30 日～ 新監事候補者の選任
- 平成 29 年 10 月 2 日～ 監事候補者への就任打診と承諾の確認
- 平成 29 年 10 月 6 日～ 理事会開催（新監事就任について承認）
- 平成 29 年 10 月 8 日 新監事就任

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3－4 の資料

新監事就任が承認された理事会議事録